

令和6年度 第24回庁議要旨

日時：令和7年3月28日（金）

午前9時～午前9時50分

会場：庁議室

[審議事項]

1 株式会社バイタルネットとの健康増進に関する連携協定の締結について（保健福祉部）

株式会社バイタルネットは、同社の有する資源等を活用して、自治体と連携し、早期受診と重症化予防を中心に市民の健康増進を支え、医療費の抑制及び健康寿命の延伸に向けた取組を行っている。

昨年、同社より連携協定の締結について申出があり、連携事項や具体的な取組について協議を行ってきた。

同社との協議が調ったことから、緊密な連携と協力のもと、地域の様々な課題に迅速かつ適切に対応し、市民の健康増進等による地域の一層の活性化及び市民サービスの向上を図ることを目的とした連携協定を締結するもの。

(1) 主な内容

ア 連携事項

- ① 健康づくりに関すること
- ② 生活習慣病予防に関すること
- ③ がん対策に関すること
- ④ 感染症対策（災害時含む）に関すること
- ⑤ 難病に関すること
- ⑥ その他目的を達成するために必要な健康増進・重症化予防・介護予防等の事業に関すること

イ 協定締結期間

協定締結の日から1年間（1年ごとに自動更新）とする。

(2) 今後の予定

令和7年4月11日 連携協定締結式

2 建築確認申請等手数料の減免期間の延長について（建設部）

東日本大震災により大規模半壊以上の被害のあった者が建替える場合の建築確認申請手数料について、石巻市建築基準等に関する条例の規定に基づく全額減免の期間が令和7年3月31日をもって満了となるが、宮城県は「減免措置の終了時期は県内の各特定行政庁で足並みをそろえるべき」とした上で、令和7年度も減免措置を継続する方針としている。

被災者の自立再建を引き続き支援するため、建築確認申請等手数料の減免期間の延長を行うもの。

(1) 主な内容

宮城県を含む他の特定行政庁と同様に、東日本大震災により大規模半壊以上の被害のあった者が建替える場合、建築確認申請等手数料の減免期間を令和8年3月31日まで延長する。

【減免する建築確認申請等手数料】

- ①建築確認申請手数料
- ②中間検査申請手数料
- ③計画変更申請手数料
- ④完了検査申請手数料
- ⑤建築許可・認定申請手数料

(2) 今後の予定

令和7年3月 「東日本大震災に伴う建築確認申請等手数料の減免等の取り扱いについて」
の一部改正（施行予定年月日：令和7年4月1日）

[報告事項]

1 文書に付する番号の枝番号による管理に関する取扱いの見直しについて（総務部）

文書に付する番号（収受番号、許可等の令達文に付す指令番号等）は、石巻市文書取扱規程（以下「文書規程」という。）第8条第5項に基づき、枝番号を用いることができると規定されている。

特に令達文書については、同項ただし書において、「枝番号を付することにより管理する必要があるときは、総務課長に協議しなければならない。」と規定しているが、実態として、年間の協議件数は数件程度であり、総務課においても、協議があった際に枝番号の管理を不相当とする判断材料がなく、実効性のない規定となっている。

文書規程第8条第5項ただし書を削り、枝番号による文書の管理を行う担当課の手続を簡潔にすることで、事務の効率化、平明化を図るもの。

(1) 主な内容

ア 文書規程第8条第5項ただし書の削除

令達文書における枝番号による文書の管理を行う必要があるときは、総務課長に協議しなければならない旨の規定を削り、必要と判断した文書については各課（文書主任）の判断により枝番号による管理を行うことができるものとする。

イ 文書番号の取扱いの統一化・適正化に関する周知の実施

上記改正及び文書規程における条文の解釈、解説、指針、実務における具体的取扱い等について、総務課長通知により庁内に周知を行う。

(2) 今後の予定

令和7年4月1日 石巻市文書取扱規程の一部を改正する訓令 施行

2 石巻市国土強靱化地域計画に基づき実施する主な事業の作成について（復興企画部）

都道府県・市町村において、国土強靱化に係る他の計画等の指針となるべきものとして、国土強靱化地域計画を定めることができるとされており、本市においても、令和3年3月に石巻市国土強靱化地域計画を策定し、令和5年4月に改定している。

同計画第2章脆弱性の評価と国土強靱化の推進方針に基づき、令和7年度に実施する事業・取組について、同計画の別冊として、毎年度作成するもの。

(1) 主な内容

【計画に基づき実施する主な事業の概要】

令和7年度実施予定事業一覧

施策分野

○行政機能・情報通信等	5事業	
○住宅・都市	18事業	
○保健医療福祉	1事業	
○環境	1事業	
○農林水産	5事業	
○交通・物流	10事業	
○市土保全	7事業	
○リスクコミュニケーション・地域づくり	8事業	計55事業

(2) 今後の予定

令和7年3月下旬 石巻市国土強靱化地域計画に基づき実施する主な事業【令和7年度実施予定事業】(別冊)作成、市ホームページ掲載

3 石巻市結婚新生活支援事業補助金の見直しについて(復興企画部)

本市では、令和4年度より、経済的な理由で結婚に踏み出せない男女を後押しすることを目的に、市内で新生活を始める新婚世帯に対して、結婚新生活支援事業補助金としてスタートアップに係る費用(住宅取得費用、家賃、引越費用等)を補助している。

本補助金は、財源として、地域少子化対策重点推進交付金を活用しており、子ども家庭庁から令和7年度の交付要件のうち、交付対象者及び補助対象費用の期間について変更内容が示された。

引き続き地域少子化対策重点推進交付金を活用するため、国の要件に合わせて、本市の要件を見直すもの。

(1) 主な内容

子ども家庭庁が定める令和7年度結婚新生活支援事業の対象要件に基づき、本市の要件を以下のとおり変更する。

【変更となる要件】

[交付対象者]

変更後 申請日の属する年度の前年度の1月1日以後婚姻届を提出した者

変更前 令和6年1月1日以後婚姻届を提出した者

[補助対象費用の期間]

変更後 結婚に伴い申請日の属する年度の4月1日以後に支払った費用

変更前 結婚に伴い令和6年4月1日以後に支払った費用

【変更が生じない要件】

[所得]

・夫婦の所得を合算した金額が500万円未満

[補助対象費用]

・婚姻に伴う以下の費用

住宅取得費用（住宅ローンの残金含む）

住宅賃借費用（住宅の賃料、敷金、礼金、共益費等）

引越費用（引越業者又は運送業者への支払った引越費用）

リフォーム費用

[補助上限額]

・1世帯当たり30万円

ただし、夫婦共に29歳以下の場合は60万円

(2) 今後の予定

令和7年3月 結婚新生活支援事業補助金交付要綱の一部改正

（施行予定年月日：令和7年4月1日）

4 石巻市ふるさと二地域居住コンソーシアムの設立について（復興企画部）

近年、都市と地方にそれぞれ拠点を持ち、自由に行き来して生活する「二地域居住」への関心が高まっている中、国は、地方創生2.0の「基本的な考え方」に、東京圏への過度な一極集中の弊害を是正する取組として、「二地域居住」を推進していくこととしている。

そのような中、国土交通省は、二地域居住等における中長期的な課題の解決に向けた先導的な取組を支援し、その課題や効果・影響等を検証することにより、課題解決に資する対策や取組を図ることを目的とした「二地域居住先導的プロジェクト実装事業」の募集があり、応募申請したところ、事業が内定した。

なお、本補助事業の実施主体は、地方公共団体と民間事業者・団体等で構成するコンソーシアムであることが要件となっており、応募申請時点では、コンソーシアム協定を締結する予定として国に応募申請を行った。

「二地域居住先導的プロジェクト実装事業」の内定通知を受け、実施主体となる「石巻市二地域居住コンソーシアム」が設立されたもの。

(1) 主な内容

ア コンソーシアムの構成員と主な役割

- ① 株式会社巻組：総括、滞在拠点の管理・運営、滞在サービスの提供
- ② 一般社団法人シェアリングエコノミー協会東北支部：首都圏への広報・周知
- ③ 石巻市：ふるさと納税の仕組みを活用した二地域居住者証の発行

イ 事業概要

- ① ふるさと納税の仕組みを活用したパッケージ開発
 - ・ふるさと納税を活用し、二地域居住者が本市へ継続的に納税できる仕組みを構築。二地域居住者証のほか、滞在中に活用できる宿泊利用券、石巻の魅力を体験できるプログラムなどをふるさと納税の返礼品とする。
 - ・二地域居住者証交付者限定の情報発信やオンラインコミュニティを形成する。また、定期的にオンラインイベントを開催するほか、希望に応じて、市民との交流会を実施し、関係構築を図る。

- ② モニターツアーの実施
 - ・二地域居住に関心がある人を対象にモニターツアーを実施する。ニーズや課題等を把握し、次年度以降の取組に活かす。
- ③ 石巻専修大学との連携
 - ・石巻専修大学生をインターンシップとして受け入れリサーチプロジェクトを行う。
- ④ 広報・マーケティング
 - ・関係人口のネットワーキングと首都圏への広報・周知を行う。

ウ 総事業費（令和7年度、コンソーシアムとしての事業費） 6,500千円

〔 ※経費内訳	国庫補助金※	5,000千円	〕
	株式会社巻組	1,500千円	〕

※国庫補助金は、実績に基づき実施主体であるコンソーシアムへ交付されるため、市の予算は介さない。

エ 事業実施期間

交付決定日から令和8年3月13日まで

(2) 今後の予定

- 令和7年4月 コンソーシアム全体会議の開催
運営委員会の開催（本事業の実施に関する事項、資金管理方法等の協議）
※定期的に運営委員会を開催し、事業の進行管理を行う。
- 7月 二地域居住者の募集開始
- 9月 モニターツアーの実施

5 不妊検査費助成事業における事業内容の拡充について（保健福祉部）

宮城県が市町村事業に対する助成事業として実施している「宮城県不妊検査費助成事業」は、令和6年度から県内での統一的な事業として、県と市町村が協力し実施してきたところであるが、令和7年度から事業内容を一部拡充することとされた。

事業内容を拡充することにより、経済的負担の更なる軽減と早期の不妊検査受診を促進する。

(1) 主な内容

要件	改正	現行
1 対象者	変更なし	助成の対象者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者 (1) 申請日において、法律上の婚姻をしている夫婦または事実婚関係にある夫婦であること。 (2) 検査開始日における妻の年齢が43歳未満であること。 (3) 夫婦両方が検査を受けていること。 (4) 申請日において、夫または妻のいずれか一方若しくは両方が石巻市内に住所を有すること。

2 助成対象とする検査内容及び範囲	変更なし	本事業の助成の対象となる検査は、夫婦が受けた、医師が不妊症の診断のために必要と認めた検査とし、原則として検査開始日から1年以内に受けたものとする。
3 助成額及び回数	(1) 助成額は、不妊検査に係る費用として医療機関に支払った額とし、3万円を上限に助成する。 (2) 助成回数は、1組の夫婦につき <u>1子ごとに1回限り</u> とする。	(1) 助成額は、不妊検査に係る費用として医療機関に支払った額とし、3万円を上限に助成する。 (2) 助成回数は、1組の夫婦につき <u>1回限り</u> とする。
4 助成方法	変更なし	償還払いにより助成を行う。

(2) 今後の予定

令和7年4月 石巻市不妊検査費助成事業実施要綱の一部改正
(施行予定年月日：令和7年4月1日)
市報、市ホームページ等で周知

6 石巻市ヒトパピローマウイルス感染症予防ワクチン接種費用助成事業の終了について（保健福祉部）

ヒトパピローマウイルス感染症予防ワクチンは、平成25年度から定期接種に位置付けられ接種を開始したが、多様な副反応疑いが報告され、平成25年6月から積極的勧奨を差し控えていた。その後、厚生労働省の審議会で令和3年11月から積極的勧奨再開が決定されたことに伴い、接種機会を逃した方に対して、従来の定期接種の対象年齢（年度末年齢12歳から16歳）を超えて接種（以下「キャッチアップ接種」という。）を行うことが可能となり、接種期限は令和7年3月31日までとされた。

一方、勧奨の差し控え期間中に定期接種の対象年齢を過ぎて自費で接種した方に対しては、自治体判断で当該任意接種の費用助成を行うこととされたことから、本市では令和4年5月に「石巻市ヒトパピローマウイルス感染症予防ワクチン接種費用助成要綱」を制定し、助成（償還払い）を行うことでキャッチアップ接種対象者との不公平感を解消してきた。

助成申請期限である令和7年3月31日をもって、本事業を終了する。

(1) 主な内容

令和6年度をもって、石巻市ヒトパピローマウイルス感染症予防ワクチン接種費用助成要綱を廃止し、本事業を終了する。

(2) 今後の予定

令和7年3月 石巻市ヒトパピローマウイルス感染症予防ワクチン接種費用助成要綱の廃止
(施行予定年月日：令和7年4月1日)

【その他】

なし

以上